

令和4年度主要事業の進捗状況について

千葉県市川保健所(市川健康福祉センター)

目 次

総務企画課

医療機関の立入検査-----	1
薬務監視事業-----	2

地域保健課

保健師関係指導事業-----	3
母子保健事業-----	4～6
成人・老人保健事業-----	7～9
栄養改善事業-----	10～15
歯科保健事業-----	16
精神保健福祉事業-----	17～21
難病対策事業-----	22
肝炎治療特別促進事業（医療費助成）-----	23

地 域 福 祉 課

母子・父子・寡婦福祉事業-----	2 4
障害児・障害者福祉事業-----	2 5
地域福祉事業-----	2 6
高齢者・戦傷病者関係事業-----	2 7
配偶者暴力相談支援事業-----	2 8

疾 病 対 策 課

結核予防事業-----	2 9
感染症予防事業-----	3 0
エイズ対策事業-----	3 1
原子爆弾被爆者対策事業-----	3 2

生 活 衛 生 課

食品衛生事業-----	3 3
動物の愛護管理事業・犬による危害防止事業-----	3 4
環境衛生事業-----	3 5～3 6
（生活衛生関係施設の現況）-----	3 7

※ 進捗状況は、令和4年10月31日現在。

ただし、本資料作成日までに実施済みの行事（会議等）は、その期日等を記載しました。

事業名	医療機関の立入検査	担当課名	総務企画課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>医療法第25条第1項規定により、管内の医療機関に対して立入検査を行う。</p> <p>この目的は、医療機関が医療法その他の法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かを検査することにより、病院等を科学的かつ適正な医療を提供する場にふさわしいものとする事である。</p> <p>「千葉県医療機関立入検査実施要綱」に立入方法及び立入検査項目を定め、必要な指導をしている。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 病院の立入検査</p> <p>市川市及び浦安市内に18の病院があるが、「千葉県医療機関立入検査実施要綱」に基づき毎年度1回立入検査を実施している。</p> <p>センター長ほか10名程度の医療監視員(医務、薬務、看護、検査、放射線、食品衛生等の各担当者)で検査班を構成し、病院の管理運営に係わる法的基準事項等の遵守状況について検査する。なお、新型コロナウイルス感染症の流行に鑑み、今年度は書類による実施方法に変更している。</p> <p>2 診療所等の立入検査</p> <p>(1) 定期的な立入検査</p> <p>一般診療所のうち有床診療所は、市川市及び浦安市内に15施設(1施設は休止中)ある。有床診療所については5年に1回程度、計画的に立入検査を行っている。なお、市川市及び浦安市内に入所施設を有する助産所は存在しないため、助産所の立入は行っていない。また、新型コロナウイルス感染症の流行に鑑み、今年度の立入検査を一時中止している。</p> <p>(2) 不定期な立入検査</p> <p>新規開設等診療所又は医療法令違反疑い診療所については、必要に応じて適宜立入検査を実施することとし、施設の適合性等について確認し指導することとしている。</p>		

事業名	薬務監視事業		担当課名	総務企画課													
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 薬事監視 薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者等に対して、立入検査を実施し、管理者による医薬品等の適正な管理、販売手続の状況等を重点に監視指導する。</p> <p>2 毒物劇物監視 毒物劇物営業者に対して、立入検査を実施し、保管管理、譲渡手続きの適正化を図る。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 薬事監視 医薬品等一斉監視指導期間（令和4年7月から12月）を中心に、通年的な監視指導を実施している。 令和4年4月から同年10月までの立入検査延数は70件であり、このうち違反件数は延べ14件であった。 違反内容 13施設 延べ14件</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>管理者の義務</td> <td style="text-align: right;">9件</td> </tr> <tr> <td>販売体制等の不備</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td>開設者の義務</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> </table> <p>2 毒物劇物監視 通年的な監視指導を実施している。 令和4年4月から同年10月までの立入検査延数は6件であり、このうち違反件数は5件であった。 違反内容 3施設 延べ5件</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>譲渡交付手続き</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>貯蔵陳列表示</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>貯蔵陳列場所</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>取扱責任者</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> </table>			管理者の義務	9件	販売体制等の不備	3件	開設者の義務	2件	譲渡交付手続き	2件	貯蔵陳列表示	1件	貯蔵陳列場所	1件	取扱責任者	1件
管理者の義務	9件																
販売体制等の不備	3件																
開設者の義務	2件																
譲渡交付手続き	2件																
貯蔵陳列表示	1件																
貯蔵陳列場所	1件																
取扱責任者	1件																

事業名	保健師関係指導事業	担当課名	地域保健課																																	
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 家庭訪問及び保健指導</p> <p>(1) 家庭訪問 対象者は感染症患者（結核含む）難病患者、長期療養児等のハイリスク児など多岐にわたっている。療養生活の相談・精神面への支援・育児相談・発達発育への支援・不安の解消を行っている。</p> <p>(2) 保健指導 面接相談、電話相談などにより保健指導を実施している。</p> <p>2 管内保健師業務連絡研究会 管内の保健師等の資質向上を図り、県民・市民へ質の高い保健サービスを提供することを目的に研究会を実施している。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 家庭訪問・保健指導の対象別実施状況 単位：件数（延べ）</p> <table border="1" data-bbox="763 333 2047 759"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>感染症</th> <th>結核</th> <th>精神障害</th> <th>難病</th> <th>長期療養児</th> <th>生活習慣病</th> <th>母子保健</th> <th>その他疾患</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭訪問</td> <td>0</td> <td>55</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>保健指導</td> <td>17,172</td> <td>725</td> <td>31</td> <td>112</td> <td>121</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>20</td> <td>321</td> <td>18,504</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※地域保健課及び疾病対策課保健師の実績</p> <p>2 管内保健師業務連絡研究会実施状況</p> <p>第1回 期日：令和4年6月3日 参加人数：36人 内容：1 講演 「被災地域での住民への保健医療支援の流れと保健師の役割について」 講師 一般財団法人日本公衆衛生協会健康危機管理支援部人材育成課 健康危機管理教育専門職 高岡 誠子 氏 2 講演 「災害時保健活動応援派遣要請について」 講師 市川保健所 久保木 知子 次長</p> <p>第2回 期日：令和4年12月19日予定 参加人数：40人(予定) 内容：1 講演 「災害対応について（令和元年台風19号）」(仮)（約1時間） ZOOM 講師 南房総市 保健福祉部健康推進課 保健予防係 水島 二美 主任保健師 高齢者福祉課 高齢者福祉係 山口 由紀子 保健師長兼係長 演習「新型コロナウイルス感染症禍における風水害を想定した事例を用いた演習」(仮) 助言： 一般財団法人 日本公衆衛生協会 健康危機管理支援部人材育成課 健康危機管理教育専門職 高岡 誠子 氏</p>			区分	感染症	結核	精神障害	難病	長期療養児	生活習慣病	母子保健	その他疾患	その他	計	家庭訪問	0	55	4	10	1	0	0	0	0	70	保健指導	17,172	725	31	112	121	0	2	20	321	18,504
区分	感染症	結核	精神障害	難病	長期療養児	生活習慣病	母子保健	その他疾患	その他	計																										
家庭訪問	0	55	4	10	1	0	0	0	0	70																										
保健指導	17,172	725	31	112	121	0	2	20	321	18,504																										

事業名	母子保健事業(1)	担当課名	地域保健課																				
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 長期療養児支援 小児慢性特定疾病児童や保護者、その他関係者からの相談に応じ、情報提供及び助言を行う。また、関係機関との連絡調整や支援のための事業の推進を図る。</p> <p>2 医療給付 (1) 結核児童療育の給付</p> <p>(2) 小児慢性特定疾病医療支援制度 長期療養の必要な16疾患群788疾病について患者家族の医療費の負担軽減に資するために、医療費を助成する。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 長期療養児支援 来所の新規申請者には全数面接を行う。 ・窓口相談事業</p> <table border="1" data-bbox="931 432 1693 499"> <tr> <td>相談者延数</td> <td>108</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="931 539 1693 952"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>重複あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申 請 等</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>医 療</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>家 庭 看 護</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>福 祉 制 度</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>就 労</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>就 学</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>食 事 ・ 栄 養</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>歯 科</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 医療給付の状況 (1) 結核児童療育の給付 結核にかかっている18歳未満の児童で、医師が入院（指定医療機関）を必要と認めたものについて行う。 申請件数0件</p> <p>(2) 小児慢性特定疾病医療支援制度 受給者数：498人（新規：57人、消滅：5人） 対象疾患群：悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患群、免疫疾患、神経・筋疾患群、慢性消化器疾患群、染色体又は遺伝子に変化を伴う疾患群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患</p>	相談者延数	108	内 容	重複あり	申 請 等	94	医 療	69	家 庭 看 護	25	福 祉 制 度	3	就 労	5	就 学	11	食 事 ・ 栄 養	3	歯 科	0	そ の 他	0
相談者延数	108																						
内 容	重複あり																						
申 請 等	94																						
医 療	69																						
家 庭 看 護	25																						
福 祉 制 度	3																						
就 労	5																						
就 学	11																						
食 事 ・ 栄 養	3																						
歯 科	0																						
そ の 他	0																						

事業名	母子保健事業(2)	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>(3) 特定不妊治療費助成事業 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受ける夫婦に対して治療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ると共に、不妊に関する相談を充実させることにより、不妊に関する総合的支援体制の推進を図る。</p> <p>3 思春期保健事業 管内の思春期の健康課題（精神保健・心の健康づくり）を解決するため、関係者の意識・資質の向上を図るとともに、生徒等思春期世代に対する知識の普及を図る。</p> <p>4 母子保健従事者研修会 管内の母子保健関係者等の資質向上を図り、母子保健事業の円滑な推進を図るため毎年2回開催する。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>(3) 特定不妊治療費助成事業 申請受理件数 1, 824件</p> <p>3 思春期保健事業 期日：令和4年8月24日～8月31日 方法：YouTube「千葉県公式セミナーチャンネル」における限定配信 内容：講演「新型コロナウイルス感染症と子どものこころ ～子どもたちの心の声に気づくために～」 講師：国立国際医療研究センター国府台病院 児童精神科 子どものこころ総合診療センター 子どものこころ医療研修室室長 水本 有紀 氏 対象：市川健康福祉センター管内教育委員会、学校関係者、地域保健関係者、 児童福祉関係者（学童職員含む）、精神保健福祉関係機関関係者 申込人数：48人 視聴回数：88回</p> <p>4 母子保健従事者研修会 期日：令和5年1月10日から令和5年1月31日（予定）（がん検診推進員育成講習会と同時開催）（再掲）</p>		

事業名	母子保健事業(3)	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>5 母子保健推進協議会 広域的な母子保健、医療、福祉施策を推進するため、市川健康福祉センターにおいて母子保健推進協議会を開催する。</p> <p>6 母子保健連絡会 管内の周産期医療機関と行政保健師の連携強化のため講演、情報交換を実施する。</p> <p>7 要保護児童対策地域協議会 管内市で開催される関係各機関の児童福祉担当者を中心とした実務者会議や代表者を中心とした代表者会議に出席する。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>5 市川健康福祉センター母子保健推進協議会 期日：令和5年2月（予定）</p> <p>6 母子保健担当者連絡会 期日：令和4年12月19日（予定） 内容：・令和3年度管内の母子保健事業実績について ・令和4年度管内の母子保健事業計画について ・管内の母子保健関係の情報交換 ※新型コロナウイルス感染症による事業への影響等内容を含む ・令和4年度母子保健推進協議会について 出席者：管内市保健師及び当センター保健師</p> <p>7 市川市要保護児童対策地域協議会 実務者会議 1回/月 期日：令和4年4月28日、5月26日、6月29日、9月22日、10月27日出席 (上記以外の開催日：7月28日、8月25日) 浦安市要保護児童対策地域協議会 実務者会議 1回/月 期日：令和4年5月10日、6月14日出席(開催4月12日、7月12日、8月9日、9月13日、10月11日) 浦安市要保護児童対策地域協議会 代表者会議 期日：令和4年7月7日出席、11月21日(出席予定)</p>		

事業名	成人・老人保健事業(1)	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 がん検診推進員育成講習会 管内の母子保健推進員、食生活改善推進員等ががん検診推進員として育成し、がん検診未受診者に検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。 (県内ブロックごとに開催。同じブロックの習志野健康福祉センターと当センターで1年ごと交互に開催している。今年度は、習志野健康福祉センターが実施予定。)</p> <p>2 一人ひとりに応じた健康支援事業 身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる女性・男性を対象として健康相談を行う。</p> <p>3 自殺対策事業 (地域自殺対策交付金事業) 自殺対策強化として相談支援を通じた人材育成、普及啓発を行い、関係機関と連携して自殺対策を推進する。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 がん検診推進員育成講習会 期日：令和5年1月10日から令和5年1月31日(予定) 方法：YouTube「千葉県公式セミナーチャンネル」における限定配信 内容：講演「子宮頸がんについて(仮)」 講師 ちば県民予防財団 総合健診センター 顧問 河西 十九三 氏 対象：市川・習志野保健所管内の健康づくり推進員、保健推進員、母子保健推進員 等</p> <p>2 一人ひとりに応じた健康支援事業 保健師による電話健康相談 28件</p> <p>3 自殺対策事業 ・普及啓発事業 (1) 自殺予防週間(9月)における普及啓発 (2) 心の健康に関するポスターおよび冊子の展示</p>		

事業名	成人・老人保健事業(2)	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>5 地域・職域連携推進事業 地域・職域連携推進協議会を設置し、地域保健と職域保健が連携して、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を図るための体制を構築する。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>5 地域・職域連携推進事業</p> <p>(1) 共同事業(予定)</p> <p>ア 健康的な職場づくりアドバイザー事業 イ 健康づくりのための地域資源の情報共有 ウ 生活習慣病対策のための研修会の企画</p> <p>(2) 協議会及び作業部会の開催</p> <p>ア 作業部会 第1回 期日：調整中 内容：令和4年度及び令和5年度事業について</p> <p>イ 協議会の開催 期日：調整中 内容：令和4年度及び令和5年度事業について</p>		

事業名	成人・老人保健事業(3)	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>6 健康増進事業（受動喫煙対策） 改正健康増進法に基づき、受動喫煙対策に関する法規制内容等の周知啓発を進めるほか、義務違反については県民等からの情報提供等により、施設の管理権限者に対して適切な助言・指導等を行う。</p> <p>*改正健康増進法：健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） 令和2年4月1日より全面施行</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>6 健康増進事業（受動喫煙対策）</p> <p>(1) 「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙週間用ポスターの掲示 ・啓発媒体（ポケットティッシュ）等の窓口配付 <p>(2) 改正健康増進法に基づく受動喫煙対策の周知</p> <p>*新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施予定なし</p> <p>(3) 苦情・相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種施設に関する苦情・相談 0件 ・第二種施設に関する苦情・相談 5件 ・喫煙目的施設に関する苦情・相談 0件 ・規制対象以外の場所に関する苦情・相談 3件 ・旅客運送事業者に関する苦情・相談 0件 		

事業名	栄養改善事業(1)	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 食からはじまる健康づくり事業 (1) 地域における健康づくり推進事業 地域における優先的な健康・栄養課題について、主に40代から60代の地域住民の食生活改善のために、対象となる飲食店や関係機関等とのネットワークを活用し、発症予防の効果的な取組につながる事業を実施する。</p> <p>(2) 健康ちば協力店推進事業 食環境へのアプローチとして野菜が豊富に含まれるメニュー(1食120g以上)や食塩に配慮したメニューの提供(1食3.0g未満)、店内終日全面禁煙のうち、2つ以上の取組を行う飲食店等を「健康ちば協力店」として登録を行い、地域住民の積極的な栄養管理及び健康づくりの支援を図る。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 食からはじまる健康づくり事業 (1) 地域における健康づくり推進事業 ア 地域における優先的な健康・栄養課題解決に向けた取組 主に40代から60代の地域住民を対象とした、地域における優先的な健康・栄養課題の解決に向けて、管内の健康づくり・栄養改善に取組む関係機関等と課題の共有を行い、生活習慣病予防の効果的な取組を検討する。 期日：未定 対象：管内の健康づくり・栄養改善に取組む関係機関の担当者(予定)</p> <p>(2) 健康ちば協力店推進事業 ア 登録店舗数の増進 10月末現在登録件数 6件(登録延件数6件) ※令和2年度に登録要件の改正を行ったため、旧要件で登録のあった82件(令和2年9月末時点)は廃止となった。 イ 登録後の支援 登録変更0件 掲示物の再交付0件</p>		

事業名	栄養改善事業(2)	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>(3) 食生活改善についての啓発普及 「食事バランスガイド」や「食品表示基準」及び「千葉県食育推進計画」など栄養情報の提供を推進し、食生活改善のめやすとして、地域住民に広く浸透を図るよう普及啓発を行う。</p> <p>2 栄養改善事業</p> <p>(1) 病態栄養指導の推進 難病や食生活の習慣等に起因する諸疾患の病態に応じた栄養相談・指導事業を推進する。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>(3) 食生活改善についての啓発普及</p> <p>ア 講習会等でリーフレットの配布 市川市食生活改善推進員を対象に、「千葉県食育推進計画」の説明及び千葉県「グー・パー食生活」について普及啓発を実施予定。(12月2日予定)</p> <p>イ ポスター掲示</p> <p>2 栄養改善事業</p> <p>(1) 病態栄養指導の推進</p> <p>ア 電話や来所面接による食生活・病態栄養相談：0件</p> <p>イ 講話及び相談事業の実施 期日：未定 内容：食物アレルギーについて(予定) 講師：調整中</p>		

事業名	栄養改善事業(3)	担当課名	地域保健課
-----	-----------	------	-------

《事業目的及び内容》

(2) 給食施設指導

管内には284施設の給食施設があり、働く人への食事を提供する事業所をはじめ、今後の食習慣形成に係る児童福祉施設や学校、給食が療養生活のQOLに大きな影響を及ぼす病院や介護老人保健施設、生活の場としての社会福祉施設等において、施設の特性に応じた多種多様な内容の給食が提供されている。給食管理者・従事者の資質向上を図り施設特性に応じた栄養管理となるよう助言指導を行う。

《進捗状況》

(2) 給食施設指導

ア 個別指導

(ア) 巡回指導

	学 校	病 院	保 健 施 設	介 護 老 人 施 設	施 老 人 福 祉 施 設	施 児 童 福 祉 施 設	施 社 会 福 祉 施 設	事 業 所	寄 宿 舎	そ の 他	計
指導件数	16	0	0	2	9	0	6	0	0	1	34

(イ) 特定及び給食施設届出状況 開始届8件 変更届89件 廃止届1件

(ウ) 給食の運営・栄養管理等の電話や来所による指導 2件

(エ) 特定及び給食施設開始届・変更届・廃止届に伴う指導 47件

事業名	栄養改善事業(4)	担当課名	地域保健課
	<p>《進捗状況》</p> <p>イ 集団指導</p> <p>(ア) 給食施設従事者研修会 期日：令和4年6月28日(火)～7月12日(火) (オンデマンド配信) 内容：・講演「給食施設における衛生管理」 講師 習志野健康福祉センター食品機動監視課 食品衛生監視員 ・講話「令和3年度 栄養管理の状況報告書の結果について」 講師 市川健康福祉センター地域保健課 栄養指導員 対象：管内給食施設従事者 参加人数：121施設 (動画再生回数 353回)</p> <p>(イ) 保育所給食施設等栄養管理担当者研修会 期日：未定 内容：・講演「保育所・こども園における栄養管理の基本について」(仮) 講師 調整中 対象：保育所給食施設等に勤務し、栄養管理の経験が概ね5年未満の管理栄養士又は栄養士(予定)</p> <p>ウ 施設状況報告</p> <p>(ア) 給食運営現況調査 令和4年5月実施 279施設 調査様式記載に伴う指導 68件</p> <p>(イ) 栄養管理状況調査 令和4年11月実施(予定)</p>		

事業名	栄養改善事業(5)	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>(3) 保健機能食品及び健康食品等に関する指導 地域住民が自らの健康を考えた食品や外食料理を選択できるよう食品関連事業者等に対して食品表示法や健康増進法に基づき、食品表示のうち保健事項の適正化、保健機能食品の指導及び誇大表示の禁止等について周知及び助言指導する。</p> <p>(4) 栄養士・調理師の育成指導 地域住民の健康づくりに係わる関係団体(調理師会・栄養士会)の会員の資質向上が図れるよう支援を行う。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>(3) 保健機能食品及び健康食品等に関する指導 ア 相談・指導 (ア) 健康増進法第31条第1項の規定に関する相談：0件 (イ) 食品表示法による保健事項(栄養成分表示)に関する相談：4件 (ウ) 食品表示法による保健事項(栄養成分表示以外)に関する相談：0件 (エ) 食品表示法第8条第1項の規定による立入検査：0件</p> <p>(4) 栄養士・調理師の育成指導 ア 調理師免許事務関係 ・免許 新規交付：27件 書換交付：10件 再交付：13件 ・調理師試験(試験日：令和4年10月29日) 願書提出者：104人 イ 市川保健所管内調理師会への支援 ・「調理師における県民の食生活の向上に関する条例」に基づく講習会 令和4年11月17日※習志野・船橋支部との合同開催 ・理事会1回出席 ウ 市川保健所管内栄養士会の運営支援 ・研修会 第1回 令和4年5月17日 講演「食育活動について 栄養士の役割」 第2回 令和4年7月8日 講話・デモンストレーション「厨房機器のデモンストレーション」 第3回 令和4年9月15日～9月30日 (YouTube 配信) 講演「時間栄養学」 第4回 令和4年11月15日(予定) 講演「今さら人に聞けない管理栄養士のための情報発信 SNS 入門講座」 ・役員会：4回出席</p>		

事業名	栄養改善事業(6)	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>(5) 国民健康・栄養調査 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として実施する。</p> <p>(6) 県民健康・栄養調査 県民の健康づくり・栄養施策を検討するための基礎資料を得ることを目的として実施する。</p> <p>3 市町村支援 管内両市の求めに応じ実施する事業に対して支援を行う。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>(5) 国民健康・栄養調査 令和4年11月実施(予定) 調査地区 市川市原木地区 調査対象20世帯 調査地区 浦安市明海地区 調査対象21世帯</p> <p>(6) 県民健康・栄養調査 令和4年11月実施(予定) 調査地区 市川市原木地区 調査対象19世帯 調査地区 浦安市明海地区 調査対象23世帯</p> <p>3 市町村支援 各種会議等への出席</p> <p>(1) 市川市食育推進関係機関連絡会 令和4年7月14日(木) ※新型コロナウイルス感染症対応のため欠席 令和4年11月17日(木) ※新型コロナウイルス感染症対応のため欠席</p> <p>(2) 市川市食生活改善推進員研修会 令和4年12月2日(金)(出席:担当者)(予定)</p> <p>(3) 浦安市学校給食センター運営委員会(年3回開催) 令和4年7月28日(木) ※新型コロナウイルス感染症対応のため欠席 令和4年11月14日(月)(出席:担当者)(予定)</p>		

事業名	歯科保健事業	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 歯科保健事業</p> <p>口腔の健康を保つことは、充実した食生活や楽しい会話など生活の質の向上を図るうえで大切であり、全身の健康に影響を与えることから、歯科保健サービスの充実を図る。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 歯科保健事業</p> <p>市川市むし歯予防大会の共催 令和4年6月1日（水）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健歯児童・生徒、歯科衛生作品（図画・ポスター・作文）の表彰（130件交付） ・表彰事業 		

事業名	精神保健福祉事業 (1)	担当課名	地域保健課
-----	--------------	------	-------

《事業目的及び内容》

1 精神保健福祉相談及び訪問

精神疾患や心の健康、精神障害者の社会参加や生活上の問題などに関する相談に応じるとともに、必要に応じて訪問を実施している。

定例、定例外ともに医療機関への受診に関する内容が最も多く、受診勧奨、受療援助といった通報等対応とはまた別の危機介入的相談及び訪問の比重が大きい。

(1) 定例相談・訪問 (予約制)

嘱託精神科医師を中心に、主に精神疾患やその治療、こころの健康などに関する相談に対応。継続相談事例に対して、必要な場合は医師の同行訪問も実施している。

○定例相談・訪問

・第1(月)・第2(月)・第4(金)

13:30~15:30

於：当センター

・第1(金) 13:30~15:30

於：浦安市健康センター

(2) 定例外相談・訪問 (随時)

精神保健福祉相談員(精神保健福祉士)・保健師が随時、電話や来所による相談に応じるとともに、訪問を実施。

《進捗状況》

1 精神保健福祉相談及び訪問の延件数

単位：件

区分・月別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
相 談	定 例	9	6	9	6	4	6	9	49
	定例外	20	19	15	11	8	11	13	97
	電 話 (含メール)	312	289	413	462	521	448	276	2,721
訪問指導 (含定例)		52	45	43	39	39	45	36	299
計		393	359	480	518	572	510	334	3,166

事業名	精神保健福祉事業（２）	担当課名	地域保健課
-----	-------------	------	-------

《事業目的及び内容》

2 精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に関する法施行業務

申請・通報・届出等に基づき、事前調査の上、必要に応じ措置診察を実施し、診察結果により移送、入院措置等の県知事権限による法施行業務を実施している。

平成27年度から、閉庁時の対応は、健康福祉部障害者福祉推進課精神通報対応班が行っている。

《進捗状況》

2 精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出等への対応状況

種別	申請 通報 届出 ※1	法第27条診察実施					診察 不要	結果 未定
		診察 件数 ※2	診 察 結 果			計		
			要措置 ※3	他の 入院	入院 以外			
法22条 (一般人)	0	0	0	0	0	0	0	
法第23条 (警察官)	27	26(6)	22(5)	0(1)	4(0)	4(1)	0	
法第24条 (検察官)	11(1)	11	10	0	1	1	0	
法第26条 (矯正施設の長)	8	0	0	0	0	0	8	
計	46(1)	37(6)	32(5)	0(1)	5(0)	5(1)	8	

※1：（ ）の数は前年度結果未定数の再掲 ※2：（ ）の数は緊急措置診察件数の再掲

※3：（ ）の数は緊急措置入院件数の再掲 ※4：（ ）の数は緊急措置診察で緊急措置入院不要の件数

月別申請・通報・届出等件数

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
件数	7	3	10	9	8	6	2	45

事業名	精神保健福祉事業（3）	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>3 精神障害者地域家族会への支援 精神障害者の家族が集まり、各々の体験や知識・情報を分かち合い、語り合うことを通じて、家族自身のリハビリやエンパワーメントを目指す自主的グループ活動に、運営相談、勉強会（講演等）の開催等についての支援を行っている。</p> <p>○ 市川地域家族会『松の木会』 毎月 1回 会場：市川市勤労福祉センター分館</p> <p>○ 浦安地域家族会『いちょうの会』 毎月 1回 会場：東野パティオ</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>3 精神障害者地域家族会への支援 家族会への参加</p> <p>(1) 令和4年度松の木会総会 期日：令和4年5月13日</p> <p>(2) 令和4年度いちょうの会定例会（総会） 期日：令和4年5月21日</p>		

事業名	精神保健福祉事業（４）	担当課名	地域保健課										
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>４ 精神保健福祉関係機関・団体連絡調整</p> <p>（１）関係機関との連絡会議の開催及び参加</p> <p>ア 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 委託先が開催する実務者会議への参加及び関係機関・団体の長を中心とした代表者会議を委託先と協力して開催する。</p> <p>イ 心神喪失者等医療観察法に関する会議 心神喪失者等医療観察法の対象となる精神障害者に対し、医療機関・地域が一体的なケアを提供するため、保護観察所主催の処遇検討会議に参加し、地域においては訪問指導等の支援を実施。</p> <p>ウ 事例検討及びサービス調整会議 他機関主催研修会等への協力・支援</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>４ 関係機関・団体との連絡調整</p> <p>（１）関係機関・団体との連絡会議の開催状況及び参加状況</p> <p>ア 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 ・実務者会議 令和４年６月９日、同年９月２日、令和５年３月（予定） ・研修会 令和４年７月８日 ・代表者会議 令和５年２月１日（予定）</p> <p>イ 心神喪失者等医療観察法関係会議</p> <table border="1" data-bbox="819 842 1646 992"> <thead> <tr> <th>会議種別</th> <th>CPA会議</th> <th>ケア会議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※CPA会議：Care Program Approach 会議の略</p> <p>ウ 事例検討及びサービス調整会議</p> <table border="1" data-bbox="819 1189 1561 1305"> <thead> <tr> <th>主催</th> <th>保健所</th> <th>事業所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>0</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	会議種別	CPA会議	ケア会議	開催回数	3	4	主催	保健所	事業所等	回数	0	15
会議種別	CPA会議	ケア会議											
開催回数	3	4											
主催	保健所	事業所等											
回数	0	15											

事業名	精神保健福祉事業（５）	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>５ 普及啓発事業</p> <p>精神疾患や心の健康に関する理解を深め、精神障害及び精神障害者に対する偏見の解消を目指し、住民に精神保健福祉に関する正しい知識の普及・啓発を図る。</p> <p>（１）市広報の利用、リーフレット等配付</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>５ 普及啓発事業</p> <p>（１）市広報の利用、リーフレット等の配布</p> <p>市川市及び浦安市の広報に精神保健福祉相談等の実施について掲載依頼するほか、会議開催時等にリーフレット等を配布している。</p>		

事業名	難病対策事業	担当課名	地域保健課
<p>《事業目的及び内容》 難病患者・家族の医療や療養に関する不安の軽減と適切な医療を確保するとともに保健医療福祉の支援体制を整備することを目的に事業を展開する。</p> <p>1 指定難病医療費の助成</p> <p>2 難病相談事業</p> <p>(1) 個別相談(神経難病) 専門職(看護師・ケアマネージャー)による医療相談</p> <p>(2) 患者・家族の集い 同じ病気で療養中の患者や家族の医療や療養上の不安を軽減するため、患者会や専門職を含めた交流の場を設ける。</p> <p>(3) 訪問相談員の派遣 保健所長が委嘱した在宅の看護職が、難病患者宅を訪問し、療養生活上の悩みや不安の軽減を図る。</p> <p>(4) 在宅療養支援計画策定・評価事業 要支援難病患者に対し、医療・福祉関係者の協力を得て効果的な支援を行うための支援計画策定評価を行う。</p> <p>(5) 訪問指導(診療)事業</p> <p>(6) 訪問相談員育成事業 訪問相談員の確保と資質向上を図る。</p> <p>3 千葉県地域難病相談支援センターへの協力</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 指定難病医療費等医療費受給者数</p> <p>(1) 難病法による難病医療費受給者数 4,604人</p> <p>(2) 特定疾患治療研究事業による研究費受給者数 3人</p> <p>2 難病相談事業の実施状況</p> <p>(1) 個別相談 実施なし</p> <p>(2) 患者・家族の集い 実績なし</p> <p>(3) 訪問相談員派遣事業 ・訪問相談員 : 1人 ・訪問相談対象者数: なし</p> <p>(4) 在宅療養支援計画策定・評価委員会 実績なし</p> <p>(5) 訪問指導事業 ・医療依存度の高い神経難病患者を中心に家庭訪問指導を実施 実人数9人(延人数10人)</p> <p>(6) 訪問相談員育成事業 ・未定</p> <p>3 千葉県難病相談支援センター運営会議への出席 令和4年5月27日 オンライン開催 東葛南部地域難病相談・支援センター運営委員会への出席 令和4年7月5日(火) オンライン開催</p>		

事業名	肝炎治療特別促進事業（医療費助成）	担当課名	地域保健課	
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 肝炎治療特別促進事業（医療費助成） (1) 千葉県肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請受付事務</p> <p>インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療にかかる医療費を助成することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎の感染防止を図る。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>申請者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターフェロン治療（新規） ・ インターフェロン3剤併用 ・ 副作用等延長 ・ 核酸アナログ製剤治療（新規） ・ 核酸アナログ製剤治療（継続） ・ インターフェロンフリー治療（新規） ・ インターフェロンフリー治療（再治療） ・ 転入 	<p>実人数</p> <p>0人 0人 0人 23人 136人 20人 2人 1人</p>	<p>延人数</p> <p>0人 0人 0人 32人 136人 20人 2人 1人</p> <p>(核酸アナログ製剤1人)</p>	

事業名	母子・父子・寡婦福祉事業	担当課名	地域福祉課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 児童手当事務指導監査 管内市における児童手当制度の適正な運営と手当支給事務の円滑な実施を図るため行う。</p> <p>2 母子父子寡婦福祉 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉増進と自立支援のため、次の事業を実施する。</p> <p>(1) 母子父子自立支援員による就労支援等各種相談</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付・償還指導 (平成26年10月1日から父子家庭も貸付対象)</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 実施予定日（2年に1回実施） 令和6年2月頃実施予定</p> <p>2 母子父子寡婦福祉</p> <p>(1) 各種相談、貸付及び償還指導件数 301件 (相談、指導内容：生活一般、経済的支援)</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金 母子福祉資金新規・継続貸付状況 2件 1,380,000円</p>		

事業名	障害児・障害者福祉事業	担当課名	地域福祉課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 特別児童扶養手当の認定 ・家庭で介護されている身体・知的・精神障害のある児童（20歳未満）を監護、養育している父母または養育者に対し手当を支給するための認定を行う。 ・支給要件 政令に定める障害等級に該当する程度の障害のある児童 ・手当額 1級 52,400円 2級 34,900円 ・支給時期 年3回 （4・8・11月）</p> <p>2 障害者条例活動 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害者差別等に関する相談、当事者間の調整活動、条例の広報・啓発活動等を行う。</p> <p>3 補助金の交付 市が行う次の事業に対し補助金を交付する。補助率1/2 ・在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業費補助事業 ・重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 特別児童扶養手当の認定 受給資格者数 804人（194人） カッコ内は所得制限による支給停止者数（内数） 市川市 584人（140人） ※令和4年10月末現在 浦安市 220人（54人）</p> <p>2 障害者条例活動 広域専門指導員 1名（嘱託） 条例活動実績 新規取扱件数 3件 （内訳 医療1件、商品・サービス1件、その他1件） 相談活動延件数26件（内訳 条例相談12件、条例以外の相談14件）</p> <p>3 補助金の交付 （1）在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業費補助事業 補助金交付決定 令和4年5月 市川市 3,775,725円 浦安市 4,545,575円 （2）重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業 補助金交付決定 令和4年5月 市川市 12,250円 浦安市 85,042円</p>		

事業名	地域福祉事業	担当課名	地域福祉課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 民生委員・児童委員活動事業 ・任期：3年 （令和4年11月30日まで） ・民生委員・児童委員に対し、活動に要する経費にあてるため活動費を、民生委員協議会に対しては交付金を支給する。 ・活動費 1人12か月 60,200円 ・民生委員協議会交付金 1協議会=5,750円×人数分 ・委員の推薦・委嘱・解嘱事務</p> <p>2 中核地域生活支援センター事業 中核地域生活支援センター「がじゅまる」を支援する。</p> <p>3 修学旅行支度費の支給 生活保護法による被保護家庭の児童生徒が修学旅行に参加するための費用として支度費を支給する。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 民生委員・児童委員活動事業 （1）現員 市川市 460人 浦安市 127人 計 587人 （2）活動費支給予定額 35,227,040円（令和4年12月支給予定） （3）民生委員協議会交付金予定額 3,202,909円（令和4年4月交付） 市川市 18協議会 浦安市 5協議会 （4）欠員補充推薦進達3人、一斉改選推薦進達571人、解嘱者に対し感謝状交付2人、解嘱者進達1人</p> <p>2 中核地域生活支援センター事業 中核地域生活支援センター連絡調整会議 実施日程 調整中（年度内実施）</p> <p>3 修学旅行支度費の支給 支給済額 小学生 4人 12,000円 中学生 53人 265,000円 計 57人 277,000円</p>		

事業名	高齢者・戦傷病者関係事業	担当課名	地域福祉課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 老人の日記念行事 ・満100歳者に対し総理大臣の祝い状及び記念品を贈呈する。</p> <p>2 老人福祉施設入所者援護給付金支給 ・老人福祉施設に入所措置されている者に対し、公的年金等受給者との均衡を図るため給付金を支給する。 1か月4,700円 (年3回支給)</p> <p>3 戦傷病者等 戦傷病者等の援護、福祉増進のため次の事業を行う。 ・戦傷病者・戦没者遺族相談員の委嘱(任期:2年) (令和5年9月30日まで) ・戦傷病者手帳の交付 ・療養、補装具等の給付 ・戦傷病者乗車券引換証の交付</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 老人の日記念行事 贈呈者数 市川市 98人 浦安市 16人 計114人</p> <p>2 老人福祉施設入所者援護給付金支給 市川市立養護老人ホーム「いこい荘」 対象者3人 支給済額 56,400円(4月～7月分) 今後支給予定額 89,300円</p> <p>3 戦傷病者等 相談員 戦傷病者相談員 1人(市川市・浦安市・船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・千葉市) 戦没者遺族相談員 1人(市川市・浦安市) 手帳所持者数 2人(市川市:1人 浦安市:1人) 療養券交付 0件 引換証交付 甲種 0枚(市川市:0枚 浦安市:0枚) 乙種 0枚(市川市:0枚 浦安市:0枚)</p>		

事業名	配偶者暴力相談支援事業				担当課名	地域福祉課			
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>DV防止法に基づいて、平成16年6月1日から配偶者暴力相談支援センターに指定され、配偶者（婚姻関係と同様の事情にある者を含む）や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた被害者（離婚後も元配偶者から生命又は身体に危害を受けるおそれのある者を含む）からの相談を受け、必要な情報提供・支援を行う。</p> <p>1 相談業務 (1) 電話相談 (2) 来所相談</p> <p>2 裁判所への書面提出</p> <p>3 一時保護に関する業務 (必要に応じて女性サポートセンターに依頼)</p> <p>4 証明申請に関する業務</p> <p>5 安全対策票の交付による警察への情報提供</p> <p>6 自立支援の情報提供、関係機関との連携</p>	《進捗状況》								
	1 相談業務（相談件数）								
総相談件数		来所相談件数		電話相談件数		相談者実数		通報件数	
総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	来所	電話		
129	29	18	7	111	22	18	111	1	
2 裁判所への書面提出		2 裁判所への書面提出							0 件
3 一時保護に関する業務 (必要に応じて女性サポートセンターに依頼)		3 一時保護に関する業務							0 件
4 証明申請に関する業務		4 証明申請に関する業務							16 件
		(1) 相談等を行ったことの証明書の発行							12 件
		(2) 住民基本台帳事務における支援措置申請書							4 件
5 安全対策票の交付による警察への情報提供		5 安全対策票の交付による警察への情報提供							0 件
6 自立支援の情報提供、関係機関との連携		6 自立支援の情報提供、関係機関との連携							
		(1) 配偶者暴力相談支援センター連絡会議							
		令和4年6月29日（課長対象） 令和4年9月6日（相談員対象）							
		(2) 市町村DV対策担当課長会議							
		令和4年5月26日							

事業名	結核予防事業	担当課名	疾病対策課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>目的 結核の蔓延防止のため、患者管理と二次感染防止を徹底する。</p> <p>1 患者管理</p> <p>(1) 結核患者への個別支援 結核治療に対する正しい知識を普及し、治療終了まで支援する。</p> <p>(2) コホート会議の開催 コホート分析による治療評価を行い、患者管理の強化を図る。</p> <p>(3) 家族健診の実施 患者の家族等に対してX線撮影、ツベルクリン反応検査及びQFT検査を月3回実施する。</p> <p>(4) 管理検診の実施 治療終了者に対しX線撮影、喀痰検査による経過観察を実施する。</p> <p>(5) 結核専門病院との連携会議の開催 治療中断リスクの高い患者の早期把握と個別服薬支援の効果的な推進を図る。</p> <p>2 接触者健診（職場・濃厚接触者等）の実施 感染の危険性の高い者に対しX線撮影、ツベルクリン反応及びQFT検査を実施する。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 患者管理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者数（令和4年10月31日時点）：186人 ・無症状病原体保有者数（潜在性結核感染症）：61人 ・新登録患者数（令和4年4月1日～令和4年10月31日）：36人 ・無症状病原体保有者数（潜在性結核感染症）（令和4年4月1日～令和4年10月31日）：21人 <p>(1) 結核患者への個別支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新登録患者に対する全数訪問（面接）の実施 ・入院患者に対する月1回程度の見舞い訪問による自己離院防止と服薬支援の実施 ・在宅療養患者への訪問、面接、電話による服薬確認指導の実施 <p>訪問：実 26人 延 55人 面接：実 47人 延 69人 電話等：656件</p> <p>(2) コホート会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年2月開催予定 ・構成員：結核診査協議会委員と所長・保健所職員 ・内容：令和3年登録患者の治療内容、菌検査情報、治療成績を評価する <p>(3) 家族健診の実施 受診者数（延）：41人（うち要医療：4人、潜在性結核感染症：2人） 受診先内訳 保健所：21人、委託医療機関：18人、その他：2人</p> <p>(4) 管理検診の実施 受診者数（延）：43人（うち要医療 0人）</p> <p>(5) 医療（看護）連携会議の開催（月1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際医療福祉大学市川病院と保健所との医療（看護）連携会議 7回開催（東葛ブロック7保健所との合同会議） ・内容：治療中断・脱落防止のための情報交換や退院後の服薬確認状況を報告・事例検討 <p>2 接触者健診 受診者数（延）：80人（うち、要医療：0人、潜在性結核感染症：3人） 受診先内訳 保健所：29人、委託医療機関：20人、その他：31人</p>		

事業名	感染症予防事業	担当課名	疾病対策課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>目的 感染症の発生を予防し、まん延防止を図る。</p> <p>1 感染症発生時の防疫対応</p> <p>(1) 患者調査及び防疫対応の実施 症状、受診状況等の健康調査及び行動、接触調査、喫食及び環境調査を実施する。</p> <p>(2) 感染症発生に伴う健康調査等</p> <p>(3) 管外発生感染症患者の同行者・接触者調査の実施</p> <p>2 平常時の対応</p> <p>(1) 感染症発生動向調査</p> <p>(2) 情報発信</p> <p>(3) 感染症予防対策 普及啓発</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 感染症発生時の防疫対応</p> <p>(1) 感染症発生件数 計：62件 内訳 3類 腸管出血性大腸菌感染症（18） 4類 E型肝炎（2）、レジオネラ症（4） 5類（全数） アメーバ赤痢（1）、ウイルス性肝炎（1） カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症（4）、急性脳炎（1）、 クロイツフェルト・ヤコブ病（1）後天性免疫不全症候群（5）、 侵襲性肺炎球菌感染症（4）、水痘（入院例）（1）、梅毒（13）、 播種性クリプトコックス症（2）バンコマイシン耐性腸球菌感染症（3）、 薬剤耐性アシネトバクター感染症（2） 新型コロナウイルス感染症（64、422）</p> <p>(2) 1類～5類感染症及び集団感染事例に伴う健康調査 3類 14人 [腸管出血性大腸菌感染症 14人] 4類 4人 [E型肝炎 2人 レジオネラ症 2人] 5類 2人 [麻しん 2人]（疑い例に関し調査を実施） （集団感染）5件 [集団：感染性胃腸炎5件 90人] 新型コロナウイルス感染症発生に伴うクラスター対応 145件 内訳 乳幼児施設44件、高齢者福祉施設42件、教育施設40件、 病院9件、障害者福祉施設7件、企業等2件、事業所等1件</p> <p>(3) 管外発生感染症患者関連調査 1件 1人</p> <p>2 平常時の対応</p> <p>(1) 感染症発生動向調査事業 ・定点医療機関数：インフルエンザ（19）、小児科（12）、眼科（3）、STD（4） ・病原体定点医療機関数：インフルエンザ（2）、小児科（1） ・病原体定点からの検体採取数：0検体</p> <p>(2) 感染症情報発信（ホームページ掲載/いちうら感染症情報配信） ・第2・4木曜定期配信（令和4年10月より再開）＋臨時号（随時）</p> <p>(3) 普及啓発 ・高齢者施設及び乳幼児施設等における感染症対策研修会 開催未定 ・千葉県理容生活衛生同業組合（令和4年度衛生消毒講習会） テーマ「新型コロナウイルス感染症について」 令和4年10月24日 参加者36名 令和4年12月12日予定</p>		

事業名	エイズ対策事業	担当課名	疾病対策課
<p>《事業目的及び内容》 目的 エイズ予防の推進を図る。</p> <p>1 HIV抗体検査の実施</p> <p>〔・月2回(第1・3木曜日) ・夜間抗体検査 月1回(第1木曜日)〕</p> <p>2 来所や電話によるエイズ相談</p> <p>3 HIV抗体検査と同時に行うSTD検査の実施</p> <p>4 HIV抗体検査と同時に行う肝炎ウイルス検査の実施</p> <p>5 啓発普及活動 講演会の開催や市町村が行う普及啓発活動に対する支援</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 HIV抗体検査 延件数 0件 ・内訳 男性 : 0件 女性 : 0件</p> <p>※新型コロナウイルス感染症による感染拡大のため、検査事業は休止中</p> <p>2 エイズ相談の実施 延件数 72件 ・内訳 男性 : 69件 女性 : 3件</p> <p>3 STD検査の実施 ・梅毒血清検査 件数 0件 (内 陽性者 0人) ・クラミジアPCR法検査 件数 0件 (内 陽性者 0人)</p> <p>※新型コロナウイルス感染症による感染拡大のため、検査事業は休止中</p> <p>4 肝炎ウイルス検査の実施 ・HCV抗体検査 件数 0件 (内 陽性者 0人) ・HBV抗原検査 件数 0件 (内 陽性者 0人)</p> <p>※新型コロナウイルス感染症による感染拡大のため、検査事業は休止中</p> <p>5 啓発普及活動 ・市町村が行う普及啓発活動への支援 啓発物資320部を提供</p>		

事業名	原子爆弾被爆者対策事業	担当課名	疾病対策課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、手帳の交付及び健康診断を年2回実施する。</p> <p>1 手帳の交付</p> <p>2 健康診断 年2回</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 手帳交付者数 192人</p> <p>2 健康診断 ※新型コロナウイルス感染症による感染拡大のため、保健所における健診事業は中止し、委託医療機関での健診受診を勧奨</p>		

事業名	食品衛生事業	担当課名	生活衛生課														
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 食品営業施設の監視</p> <p>食品営業施設に対する監視指導の充実により、事故の未然防止を図るとともに食品等の収去検査を実施し不良品の排除に努める。</p> <p>2 食中毒予防対策</p> <p>食中毒等を未然に防止するため、食品営業従事者の衛生知識の向上を図る。</p> <p>3 自主管理体制の強化</p> <p>食品衛生協会及び食品衛生推進員、同指導員と連携を図り、食品営業者自らによる自主管理体制の確立を促進する。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 食品営業施設の監視件数（延）</p> <table border="1" data-bbox="846 357 1957 616"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施設件数</th> <th>監視総件数</th> <th>処分件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要許可営業</td> <td>6,521</td> <td>1,260 (165)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>不要許可営業</td> <td>2,401</td> <td>87 (31)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>8,922</td> <td>1,347 (196)</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 再掲：食品機動監視課の監視件数</p> <p>収去検査 検体数 75件 違反件数 0件</p> <p>2 食中毒予防対策</p> <p>(1) 食品衛生講習会の実施 9回（受講者 1,510人）</p> <p>(2) 食中毒予防啓発活動の実施 実施無し</p> <p>(3) 食中毒発生状況 2件</p> <p>3 自主管理体制の強化</p> <p>飲食店営業者の自主管理の推進及び支援、研修会の開催、保健所事業への協力、検便実施の指導等を行う。</p> <p>(1) 食品衛生推進員 14人</p> <p>(2) 食品衛生指導員 64人</p>	区 分	施設件数	監視総件数	処分件数	要許可営業	6,521	1,260 (165)	1	不要許可営業	2,401	87 (31)	0	合 計	8,922	1,347 (196)	1
区 分	施設件数	監視総件数	処分件数														
要許可営業	6,521	1,260 (165)	1														
不要許可営業	2,401	87 (31)	0														
合 計	8,922	1,347 (196)	1														

事業名	動物の愛護管理事業・犬による危害防止事業	担当課名	生活衛生課																																										
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 動物の適正な管理及び愛護思想の普及・啓発を図る。</p> <p>2 動物取扱業者のより一層の適正化を図るため、事業所に対し立入り検査を行い、動物の取扱いについて調査・指導を実施する。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 動物の適正な管理及び愛護思想の普及・啓発を図る。</p> <p>(1) 動物に関する苦情件数(延)</p> <table border="1" data-bbox="880 416 1671 667"> <thead> <tr> <th></th> <th>苦情</th> <th>相談</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬</td> <td>67</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>猫</td> <td>51</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>11</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) こう傷届出等の状況 12件</p> <p>2 第一種動物取扱業</p> <p>(1) 登録数</p> <table border="1" data-bbox="833 938 1998 1062"> <thead> <tr> <th>事業所数</th> <th>販売</th> <th>保管</th> <th>貸出し</th> <th>訓練</th> <th>展示</th> <th>競りあつせん</th> <th>譲受飼養</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>161</td> <td>50</td> <td>121</td> <td>5</td> <td>17</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 立入検査実施件数(延)</p> <table border="1" data-bbox="833 1123 1998 1248"> <thead> <tr> <th>事業所数</th> <th>販売</th> <th>保管</th> <th>貸出し</th> <th>訓練</th> <th>展示</th> <th>競りあつせん</th> <th>譲受飼養</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>59</td> <td>21</td> <td>33</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		苦情	相談	犬	67	35	猫	51	159	その他	11	43	事業所数	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあつせん	譲受飼養	161	50	121	5	17	7	0	1	事業所数	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあつせん	譲受飼養	59	21	33	1	1	2	0	1
	苦情	相談																																											
犬	67	35																																											
猫	51	159																																											
その他	11	43																																											
事業所数	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあつせん	譲受飼養																																						
161	50	121	5	17	7	0	1																																						
事業所数	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあつせん	譲受飼養																																						
59	21	33	1	1	2	0	1																																						

事業名	環境衛生事業（１）	担当課名	生活衛生課														
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 生活衛生関係営業施設の監視指導</p> <p>生活衛生関係営業は、県民の日常生活に密接な業態であることから、これらの施設の衛生措置基準の遵守、衛生保持の向上等を図るため監視指導を実施する。</p> <p>2 遊泳用プールの検査・指導</p> <p>利用者の高齢化に伴い、衛生管理指導の強化のため立入検査を実施する。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 生活衛生関係営業施設の監視指導状況</p> <table border="1" data-bbox="840 387 1785 727"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>立入検査・指導数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>興 行 場</td> <td>5 1</td> </tr> <tr> <td>旅 館</td> <td>3 2</td> </tr> <tr> <td>公 衆 浴 場</td> <td>3 6</td> </tr> <tr> <td>理 容 所</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>美 容 所</td> <td>1 4</td> </tr> <tr> <td>ク リ ー ニ ン グ 所</td> <td>5 1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1 8 8</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 遊泳用プールの検査・指導状況</p> <p>営業用プール検査件数：38（21）</p> <p>（ ）は通年プール再掲</p>	業 種	立入検査・指導数	興 行 場	5 1	旅 館	3 2	公 衆 浴 場	3 6	理 容 所	4	美 容 所	1 4	ク リ ー ニ ン グ 所	5 1	計	1 8 8
業 種	立入検査・指導数																
興 行 場	5 1																
旅 館	3 2																
公 衆 浴 場	3 6																
理 容 所	4																
美 容 所	1 4																
ク リ ー ニ ン グ 所	5 1																
計	1 8 8																

事業名	環境衛生事業（２）	担当課名	生活衛生課																		
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>3 特定建築物の立入検査・指導</p> <p>多数の者が使用し又は利用する建築物において、環境衛生上良好な状態を保持させるため、衛生的な維持管理が適正に行われるよう立入検査を実施する。</p> <p>4 化製場等の立入検査・指導</p> <p>化製場等から発生する悪臭・衛生害虫等を未然に防止し、汚物の適正処理について指導するため、施設の立入検査を実施する。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>3 特定建築物の立入検査状況</p> <table border="1" data-bbox="801 408 1688 871"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>立入検査・指導数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>興 行 場</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>学 校</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>店 舗</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>事 務 所</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>旅 館</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>遊 技 場</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>百 貨 店</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>集 会 場</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>66</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 化製場等の立入検査状況</p> <p>動物の飼養又は収容施設数：50</p> <p>（立入動物別内訳＝牛：2、馬：3、豚：6、めん羊：0、やぎ：2、犬：34）</p>	種 別	立入検査・指導数	興 行 場	27	学 校	1	店 舗	6	事 務 所	4	旅 館	26	遊 技 場	2	百 貨 店	0	集 会 場	0	計	66
種 別	立入検査・指導数																				
興 行 場	27																				
学 校	1																				
店 舗	6																				
事 務 所	4																				
旅 館	26																				
遊 技 場	2																				
百 貨 店	0																				
集 会 場	0																				
計	66																				

別添

生活衛生関係施設の現況

施設名	申請又は届出件数		施設数				監視 件数	注意 等を行 ったも の	処分件数					備考
	前年度 繰越 件数	本年度 受付 件数	年度 当初 A	許可 確認等 B	廃止 C	現在数 A+B-C			告発	許可 取消	閉鎖 命令	営業 停止	改善 命令	
興行場	0	0	55	0	0	55	51	0	0	0	0	0	0	() 内仮設再掲
旅館	0	0	74(54)	0	2	72(53)	32(29)	0	0	0	0	0	0	() 内旅館ホテル再掲
公衆浴場	0	1	54(7)	1	1	54(7)	36(5)	0	0	0	0	0	0	() 内一般再掲
理容所	0	6	320	6	6	320	4	0	0	0	0	0	0	
美容所	1	33	792	30	16	806	14	0	0	0	0	0	0	
クリーニング所	0	3(3)	269(183)	3(3)	18(13)	254(174)	51(17)	0	0	0	0	0	0	() 内取次所再掲
畜舎・家きん舎	0	7	47	7	4	50	47	0	0	0	0	0	0	化製場法施設
遊泳用プール	0	0	49(29)	0	0	49(29)	38(21)	0	0	0	0	0	0	() 内通年プール再掲
特定建築物	0	3	189	3	0	192	66	0	0	0	0	0	0	
建築物事業登録	0	14	66	11 (含更新7)	2 (含満了1)	68	7	0	0	0	0	0	0	登録事業所
温泉	0	2	12	1	1	12	7	0	0	0	0	0	0	利用許可
浄化槽	-	411	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- 書類審査のみ
計	1	480	1,927	62	50	1,932	353	0	0	0	0	0	0	

(単位 : 件)